

2025 年 5 月 22 日

お 客 様 各 位

中 央 労 働 金 庫

元職員による不祥事件の発生について

このたび、当金庫の元職員がお客様（元職員の親族 1 名）の預金口座から無断で払い出し、着服するという不祥事件が発生しました。

社会的に大きな役割を担い、信用を第一に高い倫理観が求められる金融機関として、このような事態を招いたことを厳粛に受け止め深く反省するとともに、お客様および会員、関係者のみなさまに多大なるご迷惑とご心配をおかけいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

記

1. 事案の概要

2025 年 3 月 13 日、当金庫の元職員（男性、60 代）が、お客様である元職員の親族の預金口座から、1998 年 4 月から 2025 年 2 月の 26 年 10 ヶ月にわたり合計 11,394,255 円（119 回）を無断で払い出していたことが発覚しました。

元職員は、親族から預かっていた通帳や届出印を使用し、払戻伝票を自身で記入するなどにより、勤務していた群馬県内の 9 店舗およびインターネットバンキングにおいて無断で払い出し、遊興費や生活費に費消しておりました。

なお、本事案は、元職員の親族に関する預金口座からの無断払い出しであり、他のお客様の被害は確認されておりません。

2. お客様への対応

被害に遭われたお客さまとは、被害金額について全額補償することで合意しております。

3. 関係機関への報告等

事件発覚後、警察へ相談しているほか、監督官庁等関係機関への報告を行っております。

4. 人事処分

元職員については、2025 年 3 月 31 日付で懲戒解雇処分といたしました。

また、関係者についても責任の所在を明確にしたうえで、厳正な処分を行ってまいります。

5. 再発防止の取組み

今回の事態を重く受け止め、再発防止に向けて役職員のコンプライアンス意識の更なる向上と、内部事務管理態勢の一層の強化・充実を図り、役職員一丸となって信頼回復に取り組んでまいります。

6. 本件に関するお問い合わせ

中央労働金庫 総合企画部 03-3293-1620 （平日 9 時～17 時）

以 上